

業務用ボイラー専用契約

(選択約款)

令和元年10月1日実施

旭川ガス株式会社
(旭川地区)

目 次

1. この選択約款の変更	1
2. 用語の定義	1
3. 適用条件	2
4. 契約の締結	2
5. 使用量の算定	2
6. 料 金	3
7. 単位料金の調整	3
8. 需給契約の補償料	4
9. 名義の変更	5
10. 契約の変更又は解約	5
11. 本支管工事費の精算	6
12. その他	6
付 則	7
1. この選択約款の実施期日	7
2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置（平成22年10月1日）	7
3. この選択約款の実施に伴う切り替え措置（令和元年10月1日）	7
別 表	8
業務用ボイラー専用契約に適用する料金表	8

1. この選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の業務用ボイラー専用約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更には異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

2. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

ー業務用ボイラーー

- (1) 「業務用ボイラー」…ガスを一次エネルギーとする蒸気ボイラーのうち、製品の製造又は商品の加工に使用するものをいいます。

ー契約使用可能量ー

- (2) 「契約使用可能量」…業務用ボイラーの全定格入力(キロワット)を標準熱量(メガジュール)で除し3.6を乗じた値をいいます(小数点以下切り捨て)。ただし、1立方メートル未満の場合は1立方メートルといたします。

ー契約月別使用量ー

- (3) 「契約月別使用量」…契約開始使用月から終了使用月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。

ー契約年間使用量ー

- (4) 「契約年間使用量」…契約月別使用量の合計量をいいます。

ー契約月平均使用量ー

- (5) 「契約月平均使用量」…契約年間使用量を12で除した量をいいます(小数点以下四捨五入)。

ー最大需要期ー

- (6) 「最大需要期」…12月使用分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)から3月使用分(2月検針日の翌日から3月検針日まで)までの4か月の期間をいいます。

ー契約年間負荷率ー

- (7)「契約年間負荷率」…次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します（小数点以下切り捨て）。

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{契約月平均使用量}}{\text{最大需要期の1か月当たり平均契約使用量}} \times 100$$

—その他の定義—

- (8)「消費税等相当額」…消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (9)「消費税率」…消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10パーセントといたします。
- (10)「単位料金」…7に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

3. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- ① 業務用ボイラーを使用すること。
- ② 業務用ボイラーのガス使用量を算定する専用のガスメーターを設置すること。
- ③ 契約年間使用量が契約使用可能量の650倍（小数点以下切り捨て）以上であること。
- ④ 契約年間負荷率が75パーセント以上であること。
- ⑤ 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限又は中止）に応じられる需要であること。

4. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款に基づき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた需給契約を当社と締結していただきます。
- (2) お客さまは、新たにこの選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合、又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社は業務用ボイラーの規模、同一業種の負荷実態、過去の実績等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。
- ① 契約使用可能量
 - ② 契約年間使用量
 - ③ 契約月平均使用量
 - ④ 契約月別使用量
- (3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。

5. 使用量の算定

当社は、当社(導管部門)より通知を受けた使用量をお客さまへ通知いたします。

当社は、当社(導管部門)による前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

6. 料 金

－料金の種類－

- (1) お客さまは、お支払いの時期により、(2)に定める早収料金又は(6)に定める遅収料金のいずれかを選択していただくことができます。

－早収料金－

- (2) 当社は、料金の支払いが支払義務発生日の翌日から起算して1か月以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、(4)又は(5)の規定により算定された料金（以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を支払っていただきます。

なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。

- (3) 当社は、口座振替により料金のお支払いをいただいているお客さまについて、当社の都合により、料金を早収料金適用期間経過後にお客さまの口座から引き落としした場合は、早収料金適用期間内にお支払いがあったものとします。

－早収料金の算定方法及び料金算定期間－

- (4) 当社は、別表の料金表（料金表の基本料金、基準単位料金又は7の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、早収料金を算定いたします。

- (5) お客さまの都合や契約違反により本契約を契約期間中に解約した場合、又はガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(4)に基づく1か月当たりの基本料金全額とし、従量料金は(4)の従量料金に準じて算定いたします。

－遅収料金－

- (6) 料金の支払いが、早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたものと（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金として支払っていただきます。

－端数処理－

- (7) 当社は、早収料金及び遅収料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

7. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(3)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備 考)

上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

50, 150円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表1(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）及びトン当たりプロパン平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

ただし、その金額が80, 240円以上となった場合は、80, 240円といたします。

(算定式)

平均原料価格

= トン当たりLNG平均価格×0.9788 + トン当たりプロパン平均価格×0.0233

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりプロパン平均価格は、当社の本社に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算定式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

8. 需給契約の補償料

需給契約に関する補償料は、使用可能量倍率未達補償料及び年間負荷率未達補償料（いずれも消費税等相当額を含みます。）とし、当社は、当該補償料を原則としてそれぞれの未達が発生した翌月に申し受けるものといたします。

ただし、次の(1)及び(2)が重複して生じた場合には、いずれか高いものを申し受けるものといたします。

なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(1) 使用可能量倍率未達補償料

お客さまの年間の実績使用量が、契約使用可能量の650倍（小数点以下切り捨て）未満の場合には、当社がやむを得ないと判断した場合以外、次の算定式によって算定する金額を限度とし、使用可能量倍率未達補償料といたします。

$$\text{使用可能量倍率未達補償料} = \left\{ \left(\frac{\text{契約使用可能量の650倍に相当する年間使用量}}{\text{年間使用量}} \right) - \left(\frac{\text{実績年間使用量}}{\text{年間使用量}} \right) \right\} \times \left(\frac{\text{ガス需給契約に定める月別契約量に各月の単位料金を乗じたものの合計額を契約年間使用量で除し、小数点以下第3位を四捨五入した額} \times 3}{\text{年間使用量}} \right)$$

なお、この未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量に一般ガス供給約款に定める料金を適用して算定される早取料金総額の103パーセントに相当する額（小数点以下切り捨て）を超えない範囲で算定するものいたします。

(2) 年間負荷率未達補償料

お客さまの実績年間負荷率{(年間の1か月当たり平均実績使用量/最大需要期の1か月当たり平均実績使用量) × 100をいいます(小数点以下切り捨て)。}が75パーセント未満の場合には、当社がやむを得ないと判断した場合以外、次の算定式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達補償料といたします。

$$\text{年間負荷率未達補償料} = \left\{ \left(\frac{\text{負荷率75パーセントに相当する年間使用量}}{\text{年間使用量}} \right) - \left(\frac{\text{実績年間使用量}}{\text{年間使用量}} \right) \right\} \times \left(\frac{\text{ガス需給契約に定める月別契約量に各月の単位料金を乗じたものの合計額を契約年間使用量で除し、小数点以下第3位を四捨五入した額} \times 3}{\text{年間使用量}} \right)$$

なお、この未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量に一般ガス供給約款に定める料金を適用して算定される早取料金総額の103パーセントに相当する額（小数点以下切り捨て）を超えない範囲で算定するものいたします。

(備考)

負荷率75パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要期の1か月当たり平均実績使用量に0.75を乗じ、その量を1.2倍した量といたします。

9. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社はこの契約をその事業者に継承させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

10. 契約の変更又は解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解約することができるものいたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合（3の適用条件を満たさなくなった場合及び8の補償料の対象に繰り返し該当している場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものいたします。

11. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において契約を解消するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社（導管部門）は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社（導管部門）負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

12. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款（旭川地区）を適用いたします。

付 則

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、令和元年10月1日から実施いたします。

2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置（平成22年10月1日）

当社は、平成21年9月30日まで業務用ボイラー専用契約を締結していたお客さまで、平成21年10月1日以降も引き続き本選択約款が適用されるお客さまについては、契約書中の「契約年間負荷率」をこの選択約款に定める方法により算出し、読み替えるものとします。

3. この選択約款の実施に伴う切り替え措置（令和元年10月1日）

当社は、令和元年9月30日以前から継続して供給し、令和元年10月1日以降この選択約款が適用される料金について、令和元年10月31日までに支払義務が初めて発生するものについては、この選択約款の変更前の選択約款に基づき料金を算定するものといたします。

(別 表)

業務用ボイラー専用契約に適用する料金表

1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金又は7の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (4) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算定式により算定いたします（小数点以下の端数切捨て）。
 - ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷（1＋消費税率）
 - ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷（1＋消費税率）

2. 料金表（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	8,580.00 円
---------------------	------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	80.81 円
-------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに7の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。